

研究ノート

陸奥

南部領の古枅*

吉田和彦**

1 はじめに

寛政2年(1790)に南部家の家臣、大巻勇助が、寛文8年(1667)以降の同藩に伝わる量制に関わる文書を次の時代に伝えるべく取りまとめた「御枅一卷」がある。これとは別に盛岡の「枅屋」与右衛門方で、これを書き写し伝えられているものを、明治13年に「藩治雑記草稿」に収録した「師師記録」もある。

これらの記録は、幕府が統一しようとしていた京枅と異なる部分もあるが、幕府からは藩内に限って公式枅としての使用を認められた「南部枅」としての基本や歴史的背景などが記録されている。

なお、ここでは本当に狭い地域だけで使われた無判の私枅とか、一部の鉾山(秋田、鹿角)だけで鉾石の粉(鉾はく)などを量る一般の枅の数倍もあるようなものもあるが、ある程度の地域範囲以上で年貢とか交易などに使われてない枅は収録されておらず、本稿もこれらの記述は避けた。

なお、最近、天和元年(1681)製枅が発見されたことにより、昨年11月の計量史をさぐる会で、幕府勘定奉行印と判断した焼印については、結論に矛盾が生じたので保留の上、今後の研究課題としたい。

1・1 枅師記録

冒頭の文書

明治十三年 元 御枅屋 与右衛門 跡目相続人
川村小作より古書差出し候写し
御書上御調所

御国限りの御枅相用い候由来先年公儀へ
被仰せ上げ候一卷

一 南部大膳大夫領内で 寛文八年六月 津留等書上候節枅の儀も岡田豊前守様へ御届け申し上げ候通り京枅用い来り候乍 併し領内手広くに就き上方より遠国の儀に付き天正以前は御改めも之無くに付き納枅と申し候て領内限りの年貢種貸し付けに用い候京枅にて一斗一升入りに御座候

天正年中内堀四郎兵衛と申す者召抱え後右之者の才覚を以て 枅師池田孫七と申す者を召抱え京枅入り目の通り 領内に於いて枅を拵え為し尤も枅改め方役人も申し付け置き 年々相改め四民に通用 申し付け参り候 其の節は太閤秀吉公御 治国之節に付き前田利家卿え故大膳大夫 信直 小田原参陣の序でに相伺い候 処 遠国の儀に付き苦し間敷の御下知御座候

其の後 御当家御治国以来 御当地に差し下し仕り本形で枅の入り目の吟味も無く焼印も 申し付け候通り 只今も相用い来り候

寛文八年津留め書上げ候以後 同年七月故大膳大夫重信 参勤仕り候節 猶又 岡田豊前守様え前書の通り往古より是の 枅を申し付け仕り来り趣御届け申し上げ候 御聞き届け置候

右申し上げ候通り 御当地枅は本形に仕り候得共枅の恰好は御当地と違い候得共 往古より用い来り候通り只今共申し付け置き候 恰好並び焼印共 図面を以て申し上げ候通りに御座候

安永六年九月 南部大膳大夫 内 某

* 受付 2004年9月3日 ** 会員 〒020-0004 岩手県盛岡市山岸4-14-43

1・2 御柘師

江戸時代には柘の製作、販売、柘改め（検査）などを行う柘座があり、江戸の樽屋藤左衛門、京都は福井作左衛門が、東西に分担地域を決められて、世襲で業務を行っていた。

柘師は通常「柘座で柘を作る人」を言う。しかし、盛岡藩では柘座はなく、鍛冶棟梁の与右衛門が柘を作り、柘屋を行ってきた。

天保4年（1833）、「御柘師」の称号が与右衛門に盛岡藩から与えられた。

天保4年（1833）11月25日

「身帯被召出并分地組付御免」文書

御柘屋 鍛冶棟梁 与右衛門

一 四十二年 数十年出精相勤候に付永く
苗字帯刀御免被成下旨被仰出 御町奉行え
申渡之
但 御柘屋之事 以来 御柘師 相唱可申候

1・3 南部氏三戸城時代に柘師を招く

南部氏が青森県の三戸町から盛岡に居城を移すのは慶長12年（1607）であるが、記録では天正年間（1575～91）の三戸時代に前田利家の家臣、内堀四郎兵衛を召し抱え、内堀の手配で柘師の池田孫七を京から迎えて、柘の製作と柘改役を仰せつけている。

1・4 盛岡の町方柘師、鍛冶棟梁、川村与右衛門

正徳2年（1712）、一部不明な点もあるが、柘の新規拵えは鍛冶棟梁与右衛門所が仕立て、土蔵方が柘改めをし、持参の焼印を付すとの記述もある。焼印は勘定所が管理し、鍛冶棟梁与右衛門に七駄四人扶持が宛行なわれる。

150年を超える川村一族の経歴を一読して、藩から何回もお叱りを受け、また取り戻していることが目に付く、しかし藩の職制に組み込まれた御職人としての地位を持たせられている。
享保2年（1718）鍛冶頭 与右衛門没 68才
享保4年（1720）鍛冶小頭万十郎 与右衛門 襲名
文政9年（1827）与右衛門に苗字帯刀仰せ付ける

ところ心得違いと不調法あり、取り上げられる。

天保4年（1833）11月 与右衛門苗字帯刀を許され、柘師の称号も藩から与えられる。

天保10年（1840）正月 息子の万治、孫徳之助お目見え。

天保10年（1840）2月 与力格、与右衛門病没 41才。

弘化3年（1847）曹孫慶助（後に徳之助）出生

弘化3年（1847）12月 親与右衛門 病没。

嘉永2年（1849）徳之助、与右衛門を襲名。

嘉永4年（1851）次男善次郎出生。

安政2年（1856）正月 与力格身分を取り戻し

慶応3年（1868）七駄四人 扶持、ほかに二駄片馬。

1・5 「京柘統一令」の頃の幕府勘定奉行

寛文9年（1670）

寛文9年1670に京柘統一令が布かれるが、その中心となっているのは幕府の勘定奉行で、そのメンバーは次のとおりである。

岡田義政 豊前守

万治3年～寛文9年 1660～70

松浦信貞 猪右衛門

寛文6年～延宝元年 1666～73

妻木重直 彦右衛門

寛文2年～寛文10年 1662～70

杉浦正綱 市右衛門

寛文8年～寛文10年 1668～70

1・6 柘座

寛文9年（1670）には既に柘座が置かれてあったが、幕府が安永年間に柘の製造・販売権に加えて、「柘改権」を国内を東西に分け、江戸の樽屋、京の福井家に許可している、これが一般に見られる「柘改を行う柘座」である。

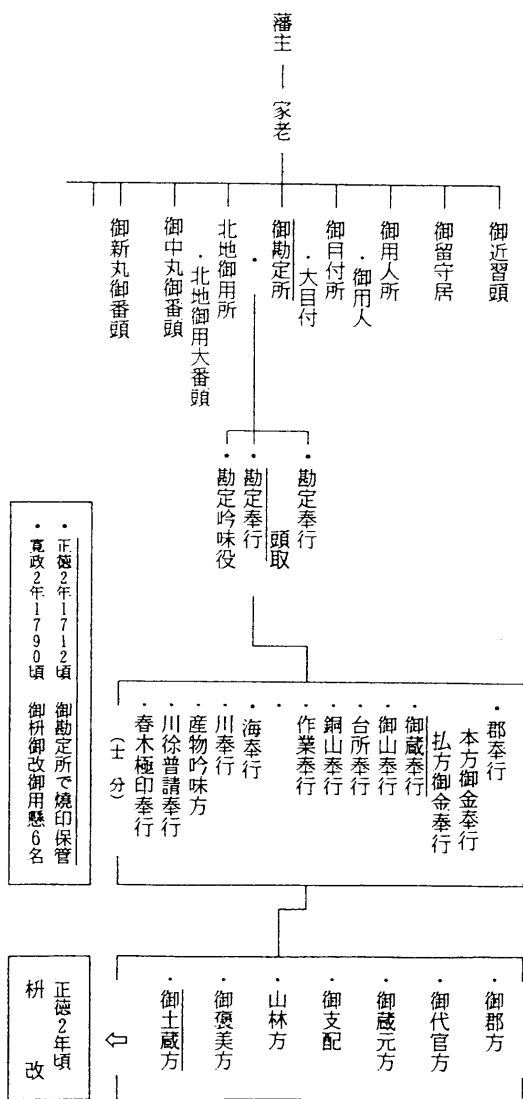
また、各藩が認めた柘座も地方によって存在したが、盛岡藩にはなかった。

1・7 南部氏と加賀の前田利家

南部氏が三戸在住時代は、天下は秀吉に傾いていたので、南部信直は秀吉の五大老の一人前田利家に近づき、小田原の陣では利家を通して秀吉に謁見、天正18年(1590)に「**南部内七郡** (現在の岩手・上閉伊・下閉伊以北の陸奥一帯) **事大膳大夫可任覚悟事**」と言う、本領安堵状を秀吉から貰って、実質的な南部領主となっている。また、27代利直の名前の「利」は前田利家から貰っている。

1・8 盛岡藩の職制大綱

盛岡を含む陸奥南部氏の始祖、南部光行が甲斐の南部郷から八戸浦に来たのは、鎌倉時代の初期とされるが、江戸時代に入ってから凡その職制大綱は、次のようになっている。



1・9 枺師記録 藩の枺取扱由来

- 一 御枺の儀 天正年中 太閤秀吉公御治国の節 故大膳大夫信直公 小田原参陣の御序 前田利直卿を以て枺師召抱えの儀御伺い成候處 遠国の儀に付き不苦旨御下知御座候に付き其の節枺師召抱えるも御国限りの為御拵え四民に通用させ候
- 一 寛文の度 御領内 津留等御書上の節も枺の儀は公儀へ御届に成れ置き候
- 一 安永の度 公儀 従よりの仰せ出は左の通り枺の儀は東三十三ヶ国は樽屋藤左衛門方の枺の外 無判の枺を遣い候儀堅く停止に御座候 所々にて相用い近年は別けても無判の枺多く有りの由相聞え不届きに候
 追って樽屋藤左衛門方より枺方の老相迎え申す可旨急度相守り無判の枺相用い申す間敷く候
 右の通り東海道 東山道 北陸 并丹波 但馬丹後の都合三十三ヶ国は御領の代官私領は領主地頭より相触れられる可く候
 二月
 右の通りに従り公儀へ仰せ出でらる

1・10 揆 籌

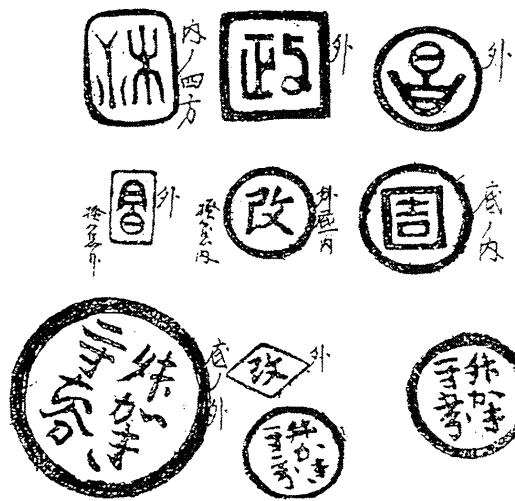
規格寸法書その他に揆籌の文字が見える。揆の文字も、また籌の文字も「計る」を意味する文字で、1合2勺5才と2合5勺の二種類の枺がある。京枺より約25%大きい枺で漆の流通単位の「盃」(精漆で400g、生漆で1200gで一盃)を補助する特殊な枺と見られる。

2 古枺の焼印の印影記録から

2・1 御枺一卷 焼印 枺絵図など

樽屋藤左衛門より枡改方の者御領分へ罷り下られ 右枡改方の者へ 挨拶致す様申し付け 御元締 寺社御奉行 御目付 御勘定所と相談仕り申し上げ候様 御沙汰に付き 前々より御領内にて御拵え通用仰せ付け候 枡の次第は左の通り相認め右枡の恰好 並び 焼印並び 絵図面相 添え差し上げ申し候

よく見合せ 前々より本形と成られ候 京枡の図 並び 江戸枡の図 焼印 並び 写図 是れ又御序に差し上げ申し候



※ 本図は縮小しているが、原書は原寸大で押印されてある。枡の絵図は省略した。

また「枡師の記録」の方は、手書きの記録となっている。

2・2 枡に付された焼印

南部領内で製作、使用された枡には各種、各様の枡が残されているが、筆者が2004年9月現在で確認出来た、公儀の焼印と枡座関係の焼印、また、製作年も付されたものは、天和元年(1681)から嘉永2年(1849)の間にあるもので、印影は最初から同じ印影が使われている。江戸の枡座製のものは、焼印は町奉行印が付されるが、盛岡藩の場合は幕府か藩の公印ではないかと思われる二種類の焼印が付されているが、特定は今後の課題とされた。

これら焼印は、全て藩が管理している。

(1) 天和元年(1681)以前の幕府か藩の公印ではないかと思われる焼印の印影の一つ。

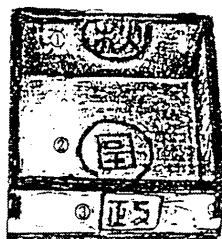
2合5勺 枡



焼印の字体、大きさは「御枡一卷」の印影と重ね合わせると同じである。

(2) 徳川家拝領印・樽屋初代印

2合5勺 枡



① 江戸枡座の樽屋が徳川家から拝領したと言われる松平の「松」の字で、江戸初期のもの。

② 江戸枡座、樽屋初代水野弥吉康忠の座方印。

③ (1)と同じ焼印。

(3) (1)と同じ焼印の一つと見られるもの。

2合5勺 枡



① 嘉永2年(1849)の年号印。

② 景の隸書体の印影と見たが、幕府または藩の関連奉行と特定出来得ず(1)とともに今後の課題として残された。

(4) 1升枡底裏面の切込み数字



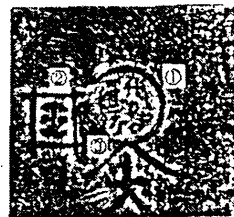
① 口径が4寸9分四方を意味する、京枡基準の曲尺寸法。

② 枡の深さ2寸7分を意味する、京枡基準寸法。ちなみに、この二つの数値の積を64827(ムシヤフナ)立方分と記憶されて伝承されて来たようだ。

(5) 2合5勺枡底裏

① 使用する枡かき(斗かき)の直径の寸法「一寸二分」表示焼印。

② 奉行印を消すよう



に付されている部分
もあるが詳細不明印。

③ ②と同様であり、詳細不明印。

本欄の「升かきの直径」印以外の焼印は、その後発見された南部枡全てから見つかっていない。

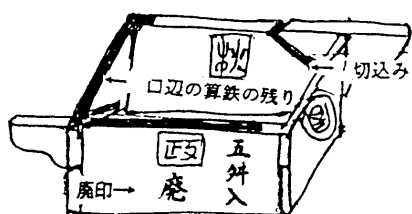
(6) (3)の公印と見られる焼印と「廃」の焼印及び使用停止措置

一升枡の例 宝暦8～11年(1758～61)
(部分) ① (3)の②印と同じ、幕府勘定奉行と見られる焼印。



② 明治8年度量衡取締条令公布以降の検査時に付された、公印の消印を表す「廃」

五升枡の例 ③ 廃の焼印は外側の四方



に付され、左の図のような使用不能処置が施されてある。

「廃」の字

が付され枡は、外側四方に廃の焼印がある他、口金の算鉄と口部を斜めにはしる弦鉄がはずされ、上の角に斜めに切込みが入れられてある。

2・3 領内枡と焼印に関わる文献

年代的にはっきりしない部分もあるが、「焼印」は御勘定所被差置候事 但 御土蔵方え御預候事を冒頭に記した「枡師記録」と「御枡一卷」があるほか、規格寸法を書いたものはいろいろ出てくるが、一番古いものとしては「諸御職人被召出 并 御賞書上」の中には、寛文年代(1661～72)の御枡定法も見つかっている。

これが現時点では最も古いものになるが、既に天和1年(1681)の枡も出て来ていることもあり、古文書類も現物を軸にして探して行くと見つかる可能性は大きく、盛岡を中心とする八戸・七戸・遠野など各南部氏を含む領内の「枡

史」書き換えは更に加速されるのではないか。

3 寛文年代(1616～72)に見る盛岡藩の交易と枡

枡師記録 1斗1升入る津留の枡

一 私領内馬の儀は 公儀馬買衆年々十月御下り成られ候て 御馬共 御買い成られ 残馬共 脇馬買い共 買い済候以後 来年十月御馬買衆下り候迄は他領え出申し候事
一 枡の儀は前々より京枡を領内の町在 共に用い申し候
一 納枡壺斗入れ 但し 京枡にて壺斗壺升位前々より用い来たり候事
中略
申 六月二十五日 南部大勝大夫
岡田 豊前守 殿
松浦 伊右衛門 殿

※1 申 寛文八年(1669)

(1) この文書の翌年に、幕府は京枡統一令を出しているのて、幕府は各藩に対して強く干渉している。

(2) 盛岡藩は、駿馬の生産と種の確保にはかなり力を入れ、藩内に十ヶ所の牧場を持ち、種の保存についても幕府に主導権を握られないよう細心の注意を払っており、京枡統一のことも、津留め(移出禁止)のこともかなり幕府と駆け引き的などころもある。

(3) 盛岡藩では津留めに使用する枡を納枡と言ったときもあるようで、年貢収納や種初貸し付けなどに使用され、租税用の1斗は実量1斗1升入る枡で、これが恐らく公儀馬買衆の報告などからと思われるが、幕府の目にとまり、津留め問題などとともに、家中総出で対応策を練り、幕府の勘定奉行に藩主重信から回答文が出されている。

ここで藩と幕府の関わりを見ると、用務の内容により完全な縦割り関係にあり、枡に関わる場合は勘定奉行の管轄と窺われる。

- (4) 盛岡藩の江戸初期の租税制度を見ると「役銭」の中に物産税、夫傳馬税、利用税があり、物産税は運上金とも言って現物または金銭納であるので、藩では移入物産に運上金を課す際、物産の移入される港や河港で荷を留め置いて検査し、納税時に使ったのが「津留め枡」で、前述のように、幕府はこの年から津留めは、物産の流通を阻害するとして、全面的にこれを禁止している。
- (5) 公儀馬買衆は御用馬の調達を業務とする、勘定奉行配下の役人で、毎年2人位の役人が6~70人の従者とともに、盛岡に来ていたようだ。公儀馬売衆は幕府の密偵も兼ねて行動していたと言われている。

4 盛岡藩の枡改め体制

枡師記録 寛政2年(1790)における
盛岡藩御枡御改御用懸

枡師記録の最後の部分に、次のような文面が書き残されている。

右一卷 寛政二年御領分中御枡改めに
就いて仰せ付けられ諸御留めより書き
授け一帳 認め置く

寛政二年戊三月
御枡御改御用懸 御勘定頭
大 卷 勇 助
右 御用懸在々相廻
八木橋 幸 作
種 市 七兵衛
大 里 弥之和
栃内与右衛門
玉 山 栄 作

前段(3)の要約にあるように、寛政2年(1790)に「御枡御改御用懸」が置かれているが、「御枡一卷」でもこれは確認される。

一方、秋田領の安永5年(1776)の記録「枡屋の由来覚書」に「懸御検夫」や「御枡御検夫」の文字が出て来るが、これは「御枡御改御用懸

枡屋御検夫」のことと思われる。

盛岡藩の「御枡一卷」の記録を見ると、安永6年(1777)頃に焼印の管理があるので、当然「枡改」も行なっていることになるので、この頃より以前には「御枡御改御用懸」が置かれていたのではないかと推察される。

安永5年は、枡座の活動範囲も拡充されるなど枡座の地方活動が活発になって来ている年でもあったようだ。

仕事は新枡改よりも、使用中の枡改めが中心であったようで、御用懸の名称も「在々相廻」とあり、昨今の計量立入検査に近いものに相当する「枡改」と見られるが、詳細については未確認である。

5 大日本租税志

大日本租税志は、明治政府(大蔵省)が日本の租税、度量衡などについての沿革、歴史等を調べ、明治13年に作成したものである。

本文のとりまとめのベースとした「枡師記録」も、南部家が「藩治作記」を明治13年に編纂した際、一緒にまとめられている。

○ 租税志の中の近世量制文献(抜粋)

- ① 豊臣秀吉令文禄三年(1595) 文禄検知沙汰文
「枡ハ京枡ニ定ム從來ノ枡ハ悉ク收取スヘシ」
按 天正以来、秀吉諸国の田制租法を改定す。
本文乃ち、其の制条の一つにして、伊勢の国に令する所、及び下条の如きも亦皆同じ、乃ち諸国一般京枡の制と為せしなり、京枡は徑り(方)四寸九分深き二寸七分と為す。以下略
- ② 徳川家綱令寛文九年(1670) 正寶事録
「江戸枡ハ一般京枡ニ改シニヨリ、古枡ハ来閏十月朔日ヨリ一切用フルヘカラス」
- ③ 徳川吉宗令寛保二年(1742) 経賤須知
「似枡ヲ造ル者ハ獄門ニ処ス、但入実差無キニ於テハ 中追放ニ処スヘシ」

按 此の令下すと雖も、管理未だ至らざる所有り。安永年中令して、座(枡座)人を諸国に遣し、不正の量を檢察せしめたり、又当時一般京枡を用るの制なれども、甲州枡・武佐枡

の如きは、各其地の習慣に依て之を用ふ凡例
録に云ふ甲斐の国は多く武田信玄定る所の量

を用ふ、其一升は京枡三升に当る半升を なか
ら と称す 以下略

6 南部枡の関連史年表

南部枡—南部氏各領内で使用した公的枡の仮称

表1 南部枡の歴史と関連史年表

表2 関連郷土史記録

年 代	記 録	年 代	記 録
天正18年 1590	・ 三戸南部信直、小田原の陣で豊田秀吉から南部七郡を安堵される ・ 津軽氏も分離安堵	天正2年 1574	・ 守随氏甲斐で秤座開く
天正年代	・ 南部氏秀吉より枡の製作を認めらる	慶長7年 1602	・ 水戸の佐竹氏秋田に移封
慶長8年 1603	・ 南部氏、前田氏家臣、内堀四郎兵衛を召抱え、内堀、京の枡師池田孫七を抱える	承応2年 1653	・ 守随氏東33ヶ国秤改開始
慶長12年 1607	・ この頃、盛岡城落成	寛文9年 1670	・ 幕府枡座設置
寛文9年 1670	・ 盛岡藩この頃から京枡も使い始める		・ 江戸枡を京枡に統一
天和元年 1681	・ 本年製の7升枡保存 千葉県 山田研治氏	寛保2年 1742	・ 偽枡作りは獄門の令 徳川吉宗 令
天和2年 1682	・ 南部枡規格寸法記録「御領分通分諸上納金銭雑記」藩税財政記録	寛保3年 1743	・ 秤座 東33ヶ国秤改
正徳2年 1712	・ 製作枡改と枡の焼印管理は御勘定所土蔵方の記録「諸御職人被召出并御賞書上」より推定	安永4年 1775	・ 秤座 東33ヶ国秤改
寛保3年 1743	・ 枡屋与右衛門 七駄四人扶持 与力相当	安永5年 1776	・ 枡座樽屋枡改の管轄東33ヶ国におよぶ
安永年代	・ 秤座の秤改 7～14年間隔		・ 秋田藩「御枡御改御用懸」存在か 枡屋記録
1776～	・ この頃の公儀焼印と見られる焼印、嘉永2年の南部枡と見られる枡に使用される	安永7年 1778	・ 秋田藩枡寸法規格記録
安永4年 1775	・ この頃の公儀焼印と見られる焼印、嘉永2年の南部枡と見られる枡に使用される		・ 京都枡座福井家枡改管轄 西35ヶ国におよぶ
安永5年 1776	・ 秤座の秤改	天明7年 1788	・ 秤座 東33ヶ国秤改
安永6年 1777	・ 枡座の枡改	天保7年 1837	・ 秤座 東33ヶ国秤改
	・ 南部枡寸法規格「御枡定法」存在 ・ 江戸枡座関係印と公儀焼印と見られる焼印等の記録文書「御枡一卷」存在 ・ 盛岡藩勘定所に御枡御改御用懸存在か寛政2年 御枡御改御用懸の記録より	天保9年 1839	・ 陸奥、出羽に「秤座」出先を置く 秋田、岩城瀬之上、庄内、米沢、津軽
天明元年 1781	・ 枡座の枡改 7月	明治13年 1881	・ 大蔵省度量衡制度含む大日本租税志まとめる
寛政2年 1790	・ 盛岡藩勘定所 御枡御改御用懸 御勘定頭 以下6名 配属記録・盛岡藩の「枡改」3年置き		
天保4年 1833	・ 枡屋与右衛門「枡師」の称号と苗字帯刀許さる		
明治13年 1881	・ 尾崎戀「御枡一卷」を写本し「藩治雑記草稿」に残す。枡師記録		

7 標準の京枀寸法と盛岡藩・秋田藩の枀寸法規格 表 3

調査資料 枀の容量	京 枀		枀屋の由来寛量の秋田枀		御部分通分諸上納 金錢起記の南部枀		御枀一巻の南部枀		嘉永年代の枀調査記録	標準の南部枀 容量	弦鉄体積	摘 要
	方形寸法	深 さ	方形寸法	深 さ	方形寸法	深 さ	方形寸法	深 さ				
1.0.0.0	2.1.0.0	1.4.7.0	2.1.0.0	1.4.9.0	2.2.7.0	1.2.5.8	1.8.0.0	1.0.0.0	2合5勺 種別 雄雄 標記 2号(1850) 新 備置標記 1758-61在 断記 新 備置標記 1752-65在 断記 新 備置標記 標記 標記 計測値	探器1.25合 部置 +26.4%		※1 容積の立方 分には弦鉄分 が含まれてい る
1.2.5			2.4.5.0	1.3.5.0			2.4.1.1	1.3.9.4	a 旅置1 (号) 9.567/9.381 cm 上2			※2 「1斗1升」 存在記述だけ 存在記述だけ
1.2.5					2.6.0.0	1.4.3.8	3.2.0.0	1.0.0.0	b 印置 (号) 9.301/9.551 cm	探器2.65 部置 +26.7%		※3 「弦鉄の体積 は明治8年の度 量衡取締条例
1.5.0					3.2.8.0	1.8.0.7	3.7.0.0	1.5.0.0	c 印置 1.5.186/5.136 cm 計測値 463.4 cm'		195 両	
2.0.0					3.6.1.0	1.9.9.0			1 升 種別 雄雄 標記 1号 1758-61在 断記 新 備置標記 1752-65在 断記 新 備置標記 標記 標記 計測値		240 両	※4 弦鉄体積上 升cの計算容積 測定値の弦鉄分 は、約8.6立 方センチメートル
2.5.0			3.0.8.7	1.7.0.1	3.0.8.6	1.7.0.1	3.1.0.0	1.6.8.6	a 旅置1 (号) 14.819/14.899 cm 上2	一 升 64827.0 両		
2.5.0					3.2.8.0	1.8.0.7	3.7.0.0	1.5.0.0	b 印置 (号) 14.683/14.677 cm (号)			
3.0.0					4.1.3.2	2.2.7.8			c 印置 1.8.569/8.440 cm 計測値 1847 cm'		2081 両	
3.0.0					4.3.5.0	2.3.9.8	7.0.5.9	3.8.5.8	5 升 種別 雄雄 標記 2号(1850) 新 備置標記 1758-61在 断記 新 備置標記 1752-65在 断記 新 備置標記 標記 標記 計測値			※5 弦鉄体積上 升cの計算容積 測定値の弦鉄分 は、約39.4立 方センチメートル
3.0.0					4.5.4.9	2.5.0.6	3.9.0.0	3.8.5.8	a 旅置1 (号) 25.25/25.35 cm 上2			
4.0.0					4.7.3.0	2.6.0.7	4.2.9.0		b 印置 (号) 25.28/25.25 cm (号)		3808 両	
4.0.0					4.9.0.0	2.7.0.0	4.2.9.0	5.1.2.0	c 印置 1.14.32/14.32 cm 計測値 9005.5 cm'			
5.0.0					6.1.7.3	3.4.0.2	4.2.9.0	4.6.1.5				
5.0.0					7.0.5.9	3.9.0.0	3.9.0.0	8.3.8.0				
6.0.0					7.7.7.8	4.2.8.6	4.2.9.0	4.6.1.6				
6.0.0					8.3.4.0	4.6.6.0	4.2.9.0	4.9.0.4				
7.0.0					8.3.4.0	4.6.6.0	4.2.9.0	4.9.0.4				
7.0.0					9.4.7.0	5.0.6.0	5.1.2.0	5.1.2.0				
8.0.0												
8.0.0					10.1.9.0	5.6.2.0	5.6.2.0					
9.0.0					1.0.5.6.0	5.8.2.0	5.8.2.0	1.0.5.0.0				
1.0.0.0.0	1.0.5.0.0	5.8.8.0	1.0.5.0.0	5.8.8.0	1.0.5.6.0	5.8.2.0	5.8.2.0	1.0.5.0.0				
1.0.7.5.0			1.0.8.1.4	5.9.5.8	1.0.8.1.4	5.9.5.8	5.9.5.8	1.0.8.0.0				
補助項目	福井家享保14年1730 「枀寸法書」		秋田藩 元禄末期 1703頃	盛岡藩 天知2年 1682	盛岡藩 御所定法 寛文8年 1668							

8 確認された南部枡

平成 16 年 5 月現在、南部枡であることが確認出来た枡の所在は次の通りである。

- ・千葉県沼南町 山田研治氏
7 升 天和 1 年製
5 升 1 升 2.5 合 嘉永 2 年製
- ・岩手県松尾村 松尾村歴史民俗資料館 1 升
- ・岩手県北上市立花 北上市立博物館
5 升 (2 個) 内 寛政 2 年製 1 個 2.5 合
- ・岩手県石鳥谷町 石鳥谷町歴史民俗資料館
5 升 (2 個) 内 天保 6 年製 1 個
- ・岩手県岩手町川口 高田文夫氏 5 升

以上全部で 11 個で、構造上寸法に微小な違いが見られるが、容積は殆ど京枡対応になっている。

なお、花巻、石鳥谷地域の資料館からは、1 斗と 5 升などの無判の枡が相当数見つかっている。

これらはいずれも口に斜めに走る弦鉄や、口辺の算鉄もなく、枡改の形跡もない私枡であった。

9 おわりに

秀吉が蝦夷地は異民族の地として、天下統一の範囲外としたと言われるが、地理的に蝦夷地の南限は、岩手・青森県境近辺から秋田・青森の県境近辺のラインにかけてとされる。

平安仏と言われる仏像が旧南部領内に伝存する割合が、このラインを境に全く異なり、南側は 70 体を数えるのに対し、北側は数体に留まる。秋田領についても同じようなことが言える。

仏教文化を必要としなかった地域は、民俗性の異なる信仰か、原始的な信仰が存在していたことになるが、これらも南部枡の成立には気になる。

南部氏は領内に、このような地帯を約半分抱えたまま、近世の江戸時代に入っている。

中世の年貢制や社全体制がはっきりしないうえ、南部氏支配後の江戸時代についても、これらの解明が難しい地域、特に領内北部地域で、この地域の経済体制の解明が「納枡制」を継続させたり「京枡寸法」を不完全な形で取り入れ、秀吉にまで理解を求めたとされることから、南部枡の原点の姿が浮かび上がってくると思われる。

10 参考文献

- ・枡師記録 盛岡市中央公民館
- ・御枡一卷 岩手県立図書館蔵
- ・枡屋由来覚書 秋田県立図書館蔵
- ・御領分通分諸上納金銭雑記 秤之寸方 岩手県立図書館蔵
- ・江戸時代における量制統制の形態
- ・江戸時代における量制統制の一側面 馬場章著
- ・「枡」京枡関連記録他 小泉袈裟勝著
- ・和朝古今量之図并諸説
- ・各時代の度量衡制度・大日本租税志関連文書 岩手県工業技術センター蔵
- ・身帯被召出并分地組付御免・鍛冶棟梁与右衛門
- ・由緒・大日本近世資料柳榮補任二・寛政重修諸家譜・諸御職人被御書上・他近世文書 近世文書研究所 工藤利悦蔵
- ・国史大辞典 枡改 吉川弘文社出版
- ・昭和 57 年「計量に関する歴史的資料調査研究報告書」 日本計量協会編
- ・盛岡藩馬政の概要 岩手古文書学会編
- ・雑書における奉行 岩手古文書学会編
- ・公儀馬買歴史の道 秋田・岩手横軸交流会 人間田宣夫 森ノブ講演記録
- ・盛岡四百年江戸時代 郷土文化研究会発行
- ・京都枡座福井家文書 伊東宗祐講演記録
- ・計量史研究 VOL7 N01 江戸時代(寛文年間～慶応年間)江戸枡焼印表
- ・日本史広辞典 年代と幕閣 山川出版発行
- ・盛岡藩記録 盛岡市史第 3 巻 盛岡市発行
- ・青森県の歴史 南部氏 河出書房発行
- ・秋田県の計量史 佐藤清一郎著
- ・藩史大事典 藩の職制大綱 雄山閣出版
- ・岩手史叢 第 9 巻 経済意見集 漆 岩手県文化財愛護協会発行
- ・仏教の布教と民衆 菅田慶信編
- ・盛岡周辺の仏たち 大矢邦宣編

(付記) 南部枡 (28 頁) を御希望の方は、郵券 250 円を同封のうえ、ご連絡頂ければ贈呈します。



① 天和元年十一月十六日 (1681)

② 橋渡九寸四分四方、
深さ五寸壹分ハリ (シ)
(7 升枡)

